

秋 田 市 公 報

あきた

第1208号

令和7年07月10日

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第35号）	4
秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	後期高齢医療課（第36号）	9
秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第37号）	10
秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第38号）	15
秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第39号）	19
秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	衛生検査課（第40号）	20
秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	都市計画課（第41号）	25
秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局（第42号）	28

規則

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第34号）	29
秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第35号）	30

告示

指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第180号）	31
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第181号）	32
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第182号）	33
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第183号）	34

指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第184号）	35
指定地域密着型サービス事業者の指定について	介護保険課（第185号）	36
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第186号）	37
令和7年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第187号）	39
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第188号）	40
令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第189号）	41
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）の公示送達について	国保年金課（第190号）	42
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第191号）	43
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第192号）	44
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第193号）	46
指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第194号）	47
秋田市一般廃棄物処理実施計画の変更について	環境都市推進課（第195号）	48
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について	保護第一課（第196号）	49
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第197号）	51
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づく特定空家等の所有者等に対する命令について	住宅政策課（第198号）	52

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第10号）	53
-----------------	----------------	----

選管告示

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について	選挙管理委員会事務局（第34号）	54
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第35号）	55

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第6号）	56
----------------	---------------	----

公告

市有地の売払いについて	財産管理活用課	57
秋田市情報公開条例の令和6年度の運用状況について	文書法制課	60
個人情報の保護に関する法律の令和6年度の運用状況について	文書法制課	62
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	64
市有財産の売払いについて	道路維持課	66
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	71
財政報告書の公表について	財政課	72

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第35号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「もしくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第35条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 管理組合法人および団地管理組合法人

第35条第3項中「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改める。

附則第6条の8の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第6条の8の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第15条の2第3項中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第15条の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部と

したもの（を施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱

式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）
であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第27条の2、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項の改正規定ならびに次項から附則第5項までの規定 令和8年1月1日
 - (2) 附則第6条の5の4および附則第15条の2第3項の改正規定ならびに同条を附則第15条の3とし、附則第15条の次に1条を加える改正規定ならびに附則第7項から附則第9項までの規定 令和8年4月1日（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2および第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号および第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 4 新条例第29条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項および第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の秋田市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与につい

て提出した旧条例第29条の3の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受け
るべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する
公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下
この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29
条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に
支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第
1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

- 6 新条例第35条第1項および第3項の規定は、令和8年度以後の年度分
の法人の市民税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 7 次項に定めるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日
前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の
2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る
市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、秋田市市税条例第79
条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われ
た加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条
第3項および新条例附則第15条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製
造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）秋田市市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新
条例附則第15条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号におい
て同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第15条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に
0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 9 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、
その端数を切り捨てるものとする。

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第36号

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第37号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」を
「 第 6 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
第 9 章の 2 就労選択支援
第 1 節 基本方針（第160条の 2）
第 2 節 人員に関する基準（第160条の 3・第160条
第 3 節 設備に関する基準（第160条の 5）
第 4 節 運営に関する基準（第160条の 6—第160条
（第159条—第160条）

に改める。
の 4）

の 9） 」

第 2 条第 3 号中「第 5 条第23項」を「第 5 条第24項」に改める。

第 3 条第 1 項中「および第 7 章」を「、第 8 章、第 9 章および第10章」に改める。

第122条中「から第30条まで」を「、第29条、第30条第4項」に改める。
第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第6条の7の2に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しな

なければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条（第2項第1号を除く。）、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条および第156条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第160条の9において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者

（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第170条の次に次の１条を加える。

（就労選択支援に関する情報の提供）

第170条の２ 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第184条中「および第146条」を「、第146条および第170条の２」に改める。

第189条および第193条中「第146条」の次に「、第170条の２」を加える。

第200条の２の８第２項中「第５条第18項」を「第５条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第38号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」を「第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）」に改める。
第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第56条―第60条）
第 5 章の 2 就労選択支援（第60条の 2―第60条の 8）」

第 3 条第 1 項中「次章から」の次に「第 5 章までおよび第 6 章から」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 就労選択支援
（基本方針）

第60条の 2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 7 の 2 に規定する者について、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総合支援法施行規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価および当該整理の結果に基づき、障害者総合支援法施行規則第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有する事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じ、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに障害者総

合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合は、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際は、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、

第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条および第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じ」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報の提供）

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報の提供を行うものとする。

第84条中「および第53条」を「、第53条および第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第39号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第40号

秋田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

秋田市公衆浴場法施行条例（平成24年秋田市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公衆浴場（以下「浴場」という）」を「一般公衆浴場（同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的および形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。以下同じ）」に、「設置される浴場」を「設置しようとする一般公衆浴場」に、「浴場から」を「一般公衆浴場から」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「市長が、予想される利用者の数、人口密度、土地の状況その他特別の事情を考慮し、公衆衛生上特に必要があると認めるとき」に改め、同条各号を削る。

第3条および第4条を次のように改める。

（一般公衆浴場の衛生措置等の基準）

第3条 法第3条第2項の規定による浴場業を営む者が講じなければならない一般公衆浴場についての換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置（次条において「衛生措置等」という。）の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱衣室および浴室には、換気および採光のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。
- (3) 脱衣室および浴室は、十分な照度を保つこと。
- (4) 脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。

- (5) 浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出るシャワー設備を設け、湯および水を十分に供給すること。
- (6) 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。
- (7) 蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備（次条において「サウナ室又はサウナ設備」という。）を設置する場合は、温度計および温度調節器を備えること。
- (8) 浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
- (9) 洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。
- (10) 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
- (11) 供給する湯および水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。
- (12) 浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（第15号および第16号において「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり、全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（次号および第20号において「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあつては、1週間に1回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。
- (13) 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（次号において「気泡発生設備」という。）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。
- (14) 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。
- (15) 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（第17号において「集毛器」という。）を設けること。
- (16) 循環ろ過設備は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。
- (17) 集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。

- (18) 水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。
- (19) 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1月に1回以上消毒し、常に清潔を保つこと。
- (20) 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。
- (21) シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。
- (22) ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
- (23) 入浴者の衣類、携帯品および履物を入れるための設備を設けること。
- (24) 男女用に区別した入浴者用便所を設け、石けん、消毒液その他これらに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を備えること。
- (25) 入浴者の出入口、脱衣室および浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。
- (26) 脱衣室および浴室は、公衆浴場の外部から見通すことができないようにすること。
- (27) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準)

第4条 一般公衆浴場以外の公衆浴場（次項および第3項において「その他の公衆浴場」という。）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第2号、第3号、第7号、第11号および第13号から第23号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 個室には、浴槽を設けること。
- (3) 個室には、上がり用湯栓および上がり用水栓又は湯および水の出る

シャワー設備を設けること。

(4) 個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。

(5) 個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。

(6) 個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ0.3メートル以上の透明ガラス窓を設けること。

(7) 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。

(8) 待合室および従業員の更衣室を設けること。

(9) 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。

(10) タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。

(11) 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。

(12) 個室には、施錠しないこと。

(13) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。

(14) 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。

2 その他の公衆浴場のうち、前項に定める基準に係るもの以外のもの
主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場についての衛生措置等の基準は、前条第2号から第4号まで、第7号および第11号から第27号までの規定（浴室に浴槽を設けない場合にあつては、同条第12号から第18号まで、同条第19号（浴槽に関する部分に限る。）、同条第20号および第22号の規定を除く。）ならびに前項第10号、第11号、第13号および第14号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 浴室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。

(3) 浴室には、上がり用湯栓もしくは上がり用水栓又は湯もしくは水の出るシャワー設備を設けること。

3 その他の公衆浴場のうち、前2項に定める基準に係るもの以外のもの
についての衛生措置等の基準は、前条の規定の例によるものとする。

4 前2項に定める基準に係る公衆浴場については、市長が当該公衆浴場

の利用形態等を考慮し、衛生上および風紀上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。

第5条中「第2条第3号に掲げる」を「常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する」に、「浴場」を「公衆浴場」に、「第3条第3号、第7号から第9号まで、第22号および第24号」を「第3条第6号、第7号、第10号、第12号および第24号から第27号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第41号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

下新城野工業団地地区整備計画	令和 7 年秋田市告示第43号に定める秋田都市計画下新城野工業団地地区計画の区域
----------------	--

別表第 2 に次のように加える。

下新城野工業団地地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 法別表第 2（わ）項に掲げる建築物 (2) 店舗、展示場又は遊技場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以内のもの (3) 事務所（建築物に附属するものを除く。） (4) カラオケボックスその他これに類するもの	10分の 20	10分の 6	3,000 平方メートル （公益上必要な建築物の敷地面積を除く。）
------------------	---	------------	-----------	---

		(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に規定する営業の用に供するものを除く。） (7) 診療所、保育所その他これらに類するもの (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 自動車車庫その他これに類するもの（建築物に附属するものを除く。） (11) 畜舎 (12) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供するもの			
--	--	---	--	--	--

別表第4に次のように加える。

下新 城中 野工 業団 地地 区整 備計 画区 域		20メー トル			
---	--	------------	--	--	--

┌──────────┴──────────┐

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第42号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同表指定病院等における不在者投票の外部立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票および選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第34号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

別表第17項第 2 号中「第 2 条第 7 号に定める公衆浴場」を「第 2 条ただし書に定める一般公衆浴場」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）条例第 4 条第 4 項に定める衛生措置等の基準の緩和に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第35号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第11号」に、「別表第 3」を「別表」に改め、同条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 および別表第 2 を削り、別表第 3 を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和7年6月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
医療法人 九盛会	三楽園ヘルパ ーステーショ ン	秋田市飯島字堀 川84番地20	令和7年 5月31日	訪問介護
株式会社 アジマッ クスネク スト	G E N K I N E X T 秋 田 駅 東 口	秋田市手形字西 谷地416番地1	令和7年 5月31日	地域密着型通 所介護

秋田市告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年6月3日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
231	佐野薬局桜 三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	株式会社サノ・ファ ーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦	令和7年 5月15日

秋田市告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年6月3日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
54	中通六丁目 薬局	秋田市中通六丁目1番55号	株式会社アミック 代表取締役 高 濱 裕 子	令和7年 5月10日

秋田市告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年6月3日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
277	アイランド 薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番 地 4	株式会社サノ・ファ ーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦	令和7年 5月31日

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月5日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所

株式会社鳴海屋 代表取締役 鳴 海 能 仁
秋田市土崎港中央五丁目4番24号

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

(1) 概要

次の店舗が取扱いを開始

(2) 対象となる店舗

ローソン 秋田土崎港東四丁目店

4 指定ごみ袋取扱店に指定した日

令和7年6月5日

秋田市告示第185号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和7年6月5日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社ア ジマックス	G E N K I N E X T 秋 田 駅 東 口	秋田市手形字西 谷地416番地1	令和7年6月1 日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第186号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年6月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年5月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年6月6日から同年12月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第187号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年6月11日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第188号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年6月11日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第189号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかった
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により
公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける
べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年6月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第190号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったのを、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年6月13日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

秋田市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年6月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
泉道田町内会
- 2 認可年月日
平成14年10月15日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 賢 治
秋田市泉北三丁目13番23号
変更後 佐 藤 公 喜
秋田市泉北二丁目10番17号
- 4 変更年月日
令和7年4月26日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月18日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
けいこレディースクリニック	秋田市牛島東六丁目2番9号	令和7年5月1日
なかいちこども歯科クリニック	秋田市中通一丁目4番4号 エリアなかいち住宅棟一階	令和7年4月1日
ツクイ秋田訪問看護ステーション	秋田市中通四丁目1番2号 秋田スクエアビル3F-A号室	令和7年4月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
社会医療法人明和会小山中通診療所	令和7年3月31日
社会医療法人明和会前郷中通診療所	令和7年3月31日
鎌田循環器科内科クリニック	令和7年3月31日

社会医療法人明和会畑谷中 通診療所	令和7年3月31日
すみよし歯科医院	令和7年3月31日
佐野薬局マルナカ店	令和7年2月28日
池田薬局ほのぼの店	令和7年3月31日

秋田市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月18日

秋田市長 沼谷 純

1 受託者の名称および住所

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 阿久津 知 洋
東京都千代田区二番町8番地8

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

代表者名を永松文彦から阿久津知洋へ変更

4 届出日

令和7年6月16日

秋田市告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和7年6月18日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 あおぞら	あおぞらデ イサービス 南通り	秋田市南通亀の 町4番7号	令和7年6月15日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第195号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第2項の規定に基づき、令和7年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を変更したので告示する。

令和7年6月19日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月26日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
社会医療法人正和会五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	令和6年4月1日
GENK I N E X T秋田駅東口	秋田市手形字西谷地416番地1	令和7年6月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
三楽園ヘルパーステーション	秋田市飯島字堀川84番地20	令和7年5月31日
GENK I N E X T秋田駅東口	秋田市手形字西谷地416番地1	令和7年5月31日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	令和7年5月15日

3 変更

	事業所名称	所 在 地	変更年月日
旧	ひがし稲庭クリニック 通所リハビリテーションセンター	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	令和7年4月3日
新	稲庭クリニック通所リ ハビリテーションセン ター	秋田市南通亀の町2番21号	

秋田市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、
告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年6月27日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
種沢自治会
- 2 認可年月日
平成23年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 惣 良
秋田市雄和種沢字戸草沢159番地
変更後 伊 藤 賢
秋田市雄和種沢字前田204番地
- 4 変更年月日
令和7年4月30日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第198号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、下記の特定期空家等の所有者等に次のとおり措置を命じたので、同条第13項の規定により告示する。

令和7年6月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 対象となる特定期空家等

(1) 所在地 秋田市河辺三内字野崎179番地10

(2) 用 途 居宅兼店舗

2 措置の内容

(1) 当該特定期空家等のすべての除却又はこれに相当する措置をとること。

(2) 当該特定期空家等の内部又はその敷地に存する動産等については、措置の期限まで運び出し、適切に処分すること。

(3) 当該特定期空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

当該特定期空家等は、2階部分のほとんどが崩壊しており、これ以上の老朽化の進行により県道や隣家への倒壊の可能性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と認められることから、当該特定期空家等について法第22条第1項の規定による助言又は指導および同条第2項の規定による勧告がされたにもかかわらず、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置がとられていないため、同条第3項の規定に基づき上記2の措置を命ずるに至ったもの

4 命令の責任者 秋田市都市整備部住宅政策課

空き家対策担当課長 柴 山 裕 光

5 措置の期限 令和7年7月28日

秋田市教委告示第10号

令和7年6月26日午後3時30分秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年6月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

秋市選管告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

令和7年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 選挙の種類

令和7年4月6日執行 秋田市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

候補者1人につき 18,600,000 円

3 報告書の要旨

別紙（省略）のとおりに記載されている。

秋市選管告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 5,084 人 |
| 2 | 6分の1の数 | 42,362 人 |
| 3 | 3分の1の数 | 84,723 人 |

秋田市農委告示第 6 号

令和 7 年 6 月 20 日午後 2 時秋田市中心市民サービスセンター洋室 4 に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和 7 年 6 月 12 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年6月4日

秋田市長 沼 谷 純

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市八橋田五郎二丁目78番3	宅地	104.88㎡	4,059,000円
2	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番111	宅地	657.68㎡	5,722,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市山王一丁目 3 番 25 号

旧職員研修棟 第 2 研修室

(2) 入札 令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 10 時

（入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時 50 分まで）

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、令和6年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年6月5日

秋田市長 沼 谷 純

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	203	92	104	1	8	1	0	1
教育委員会	72	24	42	0	7	0	0	0
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	60	50	10	0	0	0	0	0
消防長	20	4	16	1	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	9	1	8	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	3	2	1	0	0	0	0	0
計	370	174	183	2	15	1	0	1

なお、1 件の請求に対して 2 つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

- (1) 審査請求件数 0 件
- (2) 実施機関による裁決の件数 3 件

秋田市公告

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第32号）第10条の規定に基づき、令和６年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和７年６月５日

秋田市長 沼 谷 純

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	23	7	12	0	4	0	0	0
教育委員会	3	1	0	0	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	22	22	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0	0
計	48	30	12	0	6	0	0	0

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

(1) 訂正請求件数 0 件

(2) 利用停止請求件数 0 件

3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況

(1) 審査請求件数 2 件

(2) 実施機関による裁決の件数 0 件

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（193台）

- ア 追分駅前自転車等駐車場 46台
- イ 追分駅東自転車等駐車場 1台
- ウ 上飯島駅前自転車等駐車場 6台
- エ 土崎駅前自転車等駐車場 26台
- オ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 29台
- カ 新屋駅前自転車等駐車場 24台
- キ 牛島駅西自転車等駐車場 6台
- ク 牛島駅東自転車等駐車場 8台
- ケ 下浜駅前自転車等駐車場 1台
- コ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 4台
- サ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 2台
- シ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 7台
- ス 泉駅前広場第二自転車等駐車場 10台
- セ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 2台
- ソ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 5台
- タ 秋田駅西地下自転車等駐車場 8台
- チ 秋田駅東自転車等駐車場 8台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和 7 年 5 月 26 日および同月 27 日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和 7 年 6 月 6 日から同年 12 月 6 日まで（ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請
書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所
有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引
取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年6月6日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）による。

区分番号	物 品 名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	2tダンプトラック 1台	10,000	1,000

※予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 秋田市建設部道路維持課が定める「秋田市建設部道路維持課公有財

産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和7年6月6日（金）午後1時から同月23日（月）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し押印後、秋田市建設部道路維持課に提出すること。本申込期間は、令和7年6月6日（金）午後1時から同月23日（月）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部道路維持課橋りょう担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和7年6月6日（金）から同月23日（月）まで。ただし土曜日および日曜日を除く、午前10時から午前11時までの期間

(2) 開催場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号（道路維持課敷地）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消し又は変更はできない。

(3) 入札期間

令和7年7月8日（火）午後1時から同月15日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和7年7月22日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票の写し、法人の場合は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 売払代金の納付

(1) 納付が必要となる売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売払代金の残額を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和7年7月29日（火）午後2時30分とする。

10 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物件受領書」を提出すること。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売却物品は、現況有姿により引き渡すものとする。

(4) 一度引き渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

11 権利移転について

- (1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでの手續が必要である。
- (2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。
- (3) 自動車に「秋田市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を消除し、消除したことが分かる写真を秋田市に送付すること。
- (4) 登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを秋田市に提出すること。
- (5) 権利移転に伴う費用は落札者の負担とする。
- (6) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納税すること。

12 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部道路維持課橋りょう担当

電話番号 018-888-5751（直通）

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年6月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年6月30日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市の財政

令和 7 年 6 月

目 次

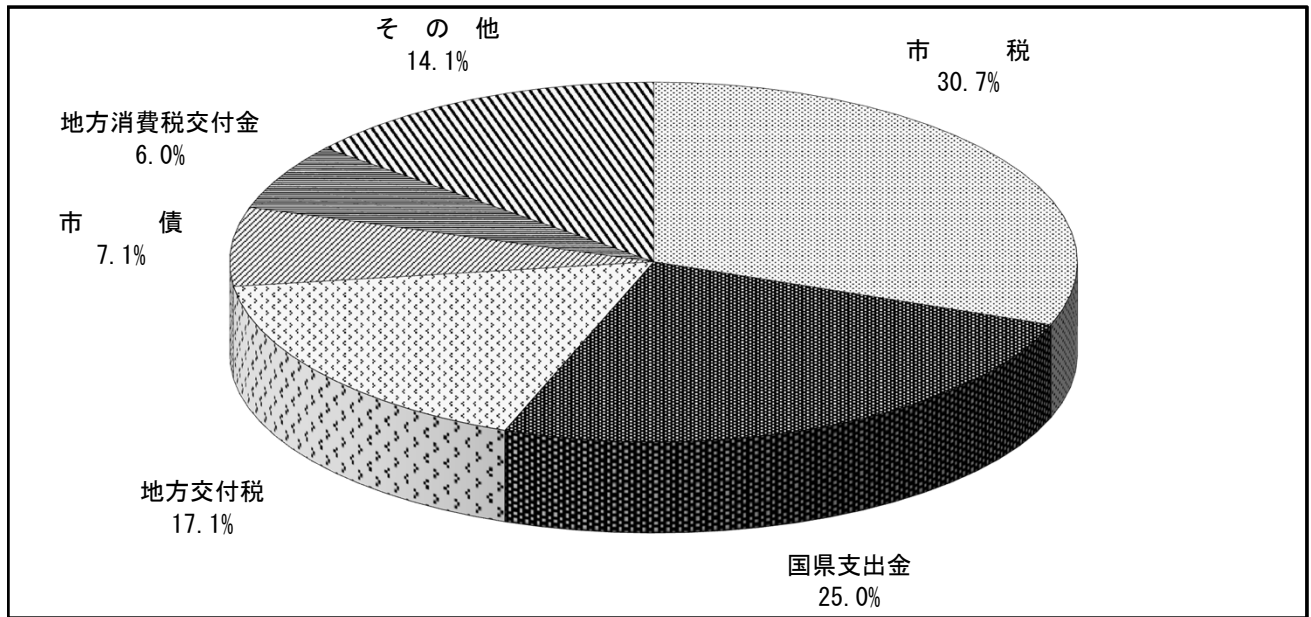
I 令和7年度当初予算の状況	1
1 歳入・歳出予算の状況	2
(1) 一般会計	2
(2) 特別会計	5
2 住民負担の状況	5
3 公営事業の概況	6
II 令和6年度下半期の執行状況	19
1 収入および支出の概況	20
(1) 一般会計	20
(2) 特別会計	21
2 一時借入金の現在高（一般会計、特別会計）	21
3 財産の状況	22
4 地方債現在高の状況（見込）	23
5 公営事業の経理の概況	24
(1) 秋田市水道事業の経理の状況	24
(2) 秋田市下水道事業の経理の状況	26
(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況	28

I 令和7年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

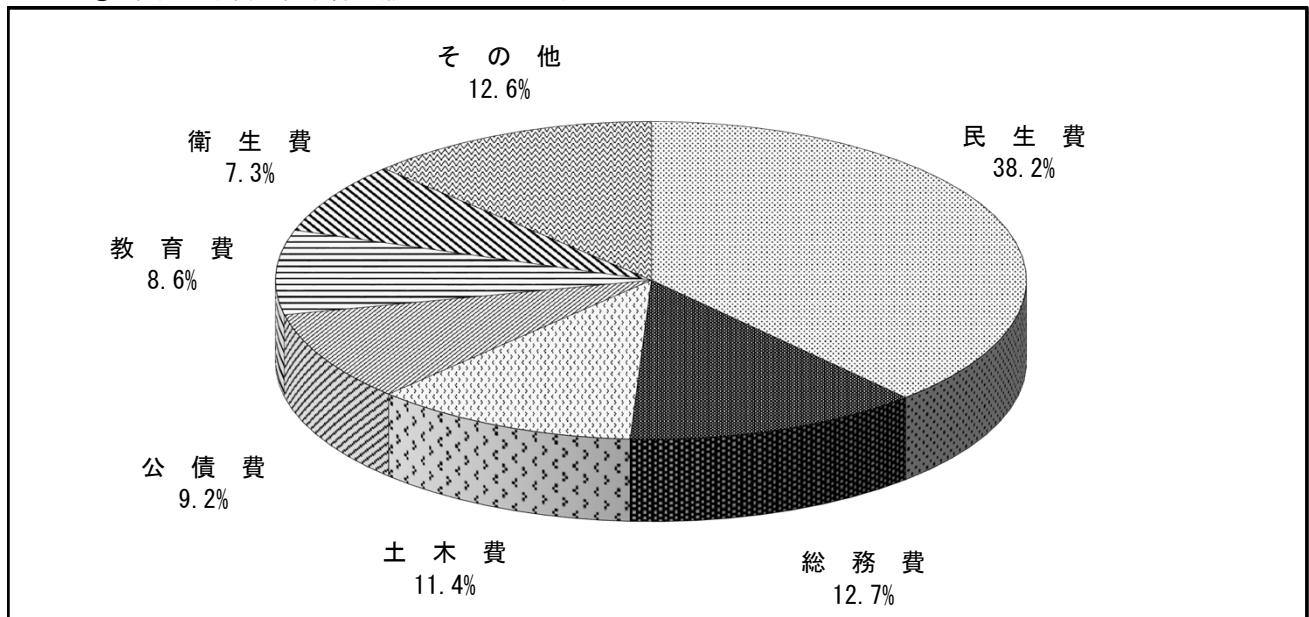
① 令和7年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	7 年度		6 年度		比較増減 (A) - (B)	増減率
	当初予算 (A)	構成比	当初予算 (B)	構成比		
市 税	45,617,331	30.7	44,444,513	30.9	1,172,818	2.6
地 方 譲 与 税	1,160,093	0.8	1,197,507	0.8	△37,414	△3.1
利 子 割 交 付 金	30,742	0.0	10,036	0.0	20,706	206.3
配 当 割 交 付 金	152,908	0.1	141,861	0.1	11,047	7.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	243,818	0.2	160,374	0.1	83,444	52.0
法 人 事 業 税 交 付 金	639,291	0.4	618,015	0.4	21,276	3.4
地 方 消 費 税 交 付 金	8,935,032	6.0	8,935,032	6.2	0	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,052	0.0	53,394	0.0	△342	△0.6
環 境 性 能 割 交 付 金	77,259	0.1	61,463	0.1	15,796	25.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,877	0.0	2,911	0.0	△34	△1.2
地 方 特 例 交 付 金	271,751	0.2	1,584,960	1.1	△1,313,209	△82.9
地 方 交 付 税 〔うち普通交付税〕 〔特別交付税〕	25,358,000 〔23,858,000〕 〔1,500,000〕	17.1	23,972,000 〔22,472,000〕 〔1,500,000〕	16.6	1,386,000	5.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	57,417	0.0	61,000	0.1	△3,583	△5.9
分 担 金 及 び 負 担 金	383,069	0.3	421,632	0.3	△38,563	△9.1
使 用 料 及 び 手 数 料	2,279,809	1.5	2,285,452	1.6	△5,643	△0.2
国 庫 支 出 金	26,567,715	17.9	23,473,713	16.3	3,094,002	13.2
県 支 出 金	10,493,969	7.1	10,366,755	7.2	127,214	1.2
財 産 収 入	207,244	0.1	185,562	0.1	21,682	11.7
寄 附 金	2,511,205	1.7	474,913	0.3	2,036,292	428.8
繰 入 金	3,007,707	2.0	4,339,007	3.0	△1,331,300	△30.7
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	9,143,411	6.2	8,142,300	5.7	1,001,111	12.3
市 債	10,496,300	7.1	12,357,600	8.6	△1,861,300	△15.1
合 計	148,390,000	100.0	143,990,000	100.0	4,400,000	3.1

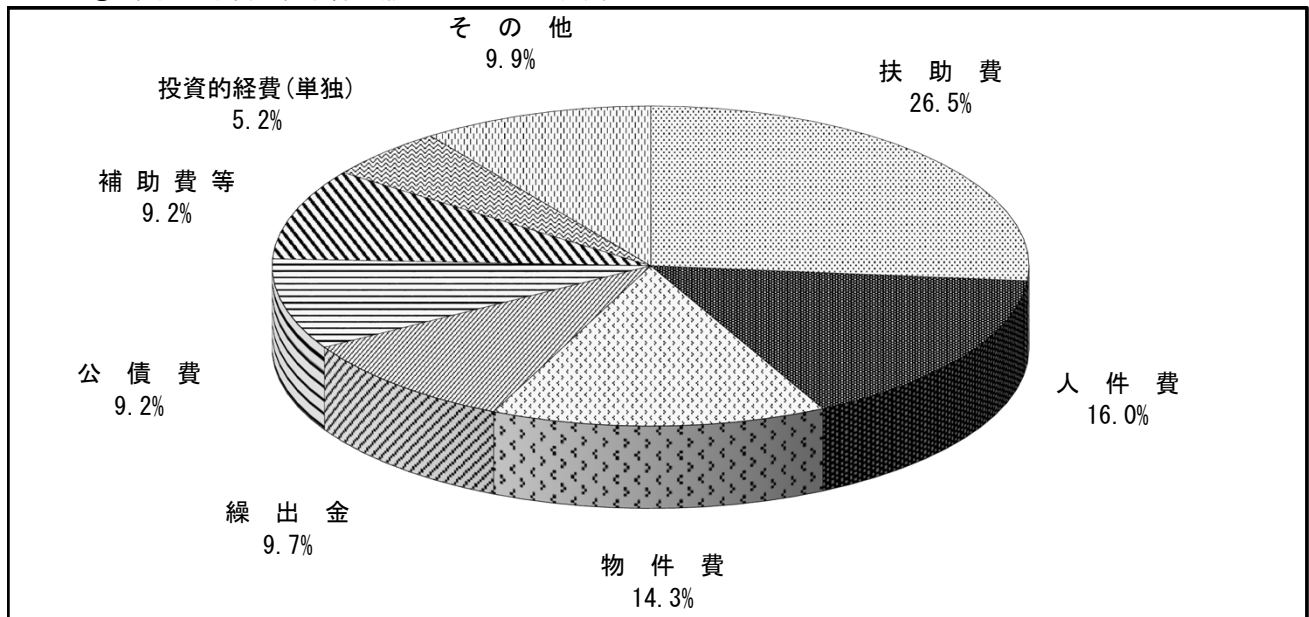
② 令和7年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



（単位：千円、％）

区 分	7 年度		6 年度		比較増減 (A) - (B)	増減率
	当初予算 (A)	構成比	当初予算 (B)	構成比		
議 会 費	663,704	0.4	660,274	0.5	3,430	0.5
総 務 費	18,876,425	12.7	15,055,403	10.4	3,821,022	25.4
民 生 費	56,641,744	38.2	55,091,211	38.3	1,550,533	2.8
衛 生 費	10,833,622	7.3	11,185,687	7.8	△352,065	△3.1
労 働 費	536,672	0.4	579,599	0.4	△42,927	△7.4
農 林 水 産 業 費	2,594,395	1.7	2,634,092	1.8	△39,697	△1.5
商 工 費	9,710,897	6.5	9,246,490	6.4	464,407	5.0
土 木 費	16,867,179	11.4	16,115,568	11.2	751,611	4.7
消 防 費	4,995,480	3.4	4,622,876	3.2	372,604	8.1
教 育 費	12,806,677	8.6	15,402,936	10.7	△2,596,259	△16.9
災 害 復 旧 費	115,067	0.1	8,305	0.0	106,762	殆増
公 債 費	13,648,137	9.2	13,287,558	9.2	360,579	2.7
諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	148,390,000	100.0	143,990,000	100.0	4,400,000	3.1

③ 令和7年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分			7 年度		6 年度		比較増減 (A)－(B)	増減率
			当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
	人 件 費	23,742,517	16.0	23,478,932	16.3	263,585	1.1	
	物 件 費	21,252,033	14.3	18,660,323	13.0	2,591,710	13.9	
	維 持 補 修 費	1,821,810	1.2	1,727,874	1.2	93,936	5.4	
	扶 助 費	39,368,760	26.5	37,640,183	26.2	1,728,577	4.6	
	補 助 費 等	13,595,502	9.2	12,972,116	9.0	623,386	4.8	
消 費 的 経 費 計			99,780,622	67.2	94,479,428	65.7	5,301,194	5.6
	補 助 事 業	3,826,504	2.6	3,807,009	2.6	19,495	0.5	
	単 独 事 業	7,768,987	5.2	9,146,907	6.4	△1,377,920	△15.1	
	県 営 事 業 負 担 金	318,638	0.2	319,043	0.2	△405	△0.1	
	災 害 復 旧 事 業	115,067	0.1	8,305	0.0	106,762	殆増	
投 資 的 経 費 計			12,029,196	8.1	13,281,264	9.2	△1,252,068	△9.4
公 債 費			13,648,137	9.2	13,287,558	9.2	360,579	2.7
積 立 金			735,699	0.5	237,220	0.2	498,479	210.1
投 資 及 び 出 資 金			1,093,524	0.7	1,752,338	1.2	△658,814	△37.6
貸 付 金			6,760,495	4.6	6,775,695	4.7	△15,200	△0.2
繰 出 金			14,342,327	9.7	14,176,497	9.8	165,830	1.2
合 計			148,390,000	100.0	143,990,000	100.0	4,400,000	3.1

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	7 年度 当初予算 (A)	6 年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	増減率
土 地 区 画 整 理 会 計	2,866,592	2,221,474	645,118	29.0
市 有 林 会 計	237,367	241,239	△3,872	△1.6
市 営 墓 地 会 計	60,082	89,556	△29,474	△32.9
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	479,140	605,810	△126,670	△20.9
大 森 山 動 物 園 会 計	605,094	528,433	76,661	14.5
廃 棄 物 発 電 会 計	249,667	347,999	△98,332	△28.3
病 院 事 業 債 管 理 会 計	1,722,654	2,117,432	△394,778	△18.6
学 校 給 食 費 会 計	1,444,858	1,444,853	5	0.0
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	29,601,235	29,733,584	△132,349	△0.4
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	24,774	62,493	△37,719	△60.4
介 護 保 険 事 業 会 計	31,574,535	31,812,124	△237,589	△0.7
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	4,791,245	4,610,788	180,457	3.9
合 計	73,657,243	73,815,785	△158,542	△0.2

2 住民負担の状況

令和7年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	7 年 度		6 年 度		比 較 増 減 (A) - (B)
	一人当たり 負 担 額 (A)	構成比	一人当たり 負 担 額 (B)	構成比	
市 民 税	70,722	45.2	67,125	44.6	3,597
個 人	57,099	36.5	53,628	35.6	3,471
法 人	13,623	8.7	13,497	9.0	126
固 定 資 産 税	69,335	44.3	67,350	44.7	1,985
固 定 資 産 税	68,640	43.9	66,664	44.3	1,976
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	695	0.4	686	0.4	9
軽 自 動 車 税	3,368	2.2	3,226	2.1	142
環 境 性 能 割	300	0.2	272	0.2	28
種 別 割	3,068	2.0	2,954	1.9	114
市 た ば こ 税	7,712	4.9	7,617	5.1	95
鉱 産 税	19	0.0	15	0.0	4
入 湯 税	151	0.1	158	0.1	△7
事 業 所 税	5,231	3.3	5,135	3.4	96
合 計	156,538	100.0	150,626	100.0	5,912

3 公営事業の概況

令和7年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,505戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,979,585m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,355m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	340m
配 水 管 布 設 替 等	15,055m
配 水 幹 線 整 備	一式
(ロ) 施 設 改 良	
仁 井 田 浄 水 場 等 整 備	一式
豊 岩 浄 水 場 沈 澱 池 傾 斜 板 更 新	一式
松 湊 浄 水 場 高 圧 受 電 盤 更 新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	7,667,253千円
第1項 営 業 収 益	6,964,646千円
第2項 営 業 外 収 益	702,605千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用	7,360,238千円
第 1 項 営 業 費 用	6,929,100千円
第 2 項 営 業 外 費 用	428,238千円
第 3 項 特 別 損 失	1,100千円
第 4 項 予 備 費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,613,744千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額218,803千円、建設改良積立金526,403千円及び過年度分損益勘定留保資金2,868,538千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	6,811,823千円
第 1 項 企 業 債	5,996,600千円
第 2 項 出 資 金	157,381千円
第 3 項 補 助 金	169,553千円
第 4 項 固定資産売却代金	1千円
第 5 項 負担金及び寄附金	488,288千円

支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	10,425,567千円
第 1 項 建 設 改 良 費	8,996,796千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,422,086千円
第 3 項 国庫補助金返還金	6,685千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解融資 に係る資金融資 あっせん利子補給	令和 7 年度から12年度まで	877千円

仁井田浄水場等
高圧受電工事負担金

令和7年度から8年度まで

10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限度額 5,996,600千円

起債の方法 証書借入

利率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,079,058千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,316千円であ

る。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち72,527千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金	72,527千円
---------------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、173,000千円と定める。

令和7年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	126,722戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	34,503,036m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	94,528m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管 渠 建 設	
管 渠 布 設	1,883m
管 渠 改 築 等	5,976m
マンホールポンプ施設整備	17施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新	一式
排水ポンプ施設整備	4施設
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センター No. 2 最終沈澱池 汚泥搔寄機減速機更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管 渠 布 設	415m
マンホールポンプ施設整備	3施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,922,012千円
第1項 営業収益	7,462,694千円
第2項 営業外収益	3,459,316千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	10,444,897千円
第1項 営業費用	9,830,096千円
第2項 営業外費用	610,750千円
第3項 特別損失	1,501千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,424,763千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425,520千円、減債積立金102,816千円、過年度分損益勘定留保資金1,962,048千円及び当年度分損益勘定留保資金1,934,379千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的收入	12,007,662千円
第1項 企業債	6,618,800千円
第2項 出資金	885,404千円
第3項 補助金	4,412,813千円
第4項 負担金	90,644千円
第5項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	16,432,425千円
第1項 建設改良費	11,428,195千円
第2項 企業債償還金	5,004,230千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	川口汚水中継 ポンプ場 ゲート設備 更新事業	131,000千円	令和7年度	5,000千円
				令和8年度	126,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理 包括業務委託	令和7年度から12年度まで	3,438,336千円
水洗便所改造 資金利子補給	令和7年度から13年度まで	1,080千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和7年度から13年度まで	1,750千円

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	6,618,800千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる 場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他 の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 607,897千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,236,795千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち51,595千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 51,595千円

令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,183戸	226戸	1,409戸
(2) 年間総処理水量	431,765m ³	48,076m ³	479,841m ³
(3) 一日平均処理水量	1,183m ³	132m ³	1,315m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設整備			1施設
農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 農業集落排水事業収益	388,136千円
第1項 営業収益	42,203千円
第2項 営業外収益	345,932千円
第3項 特別利益	1千円
第2款 個別排水処理事業収益	37,292千円
第1項 営業収益	8,063千円
第2項 営業外収益	29,227千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	386,881千円
第 1 項	営 業 費 用	369,887千円
第 2 項	営 業 外 費 用	16,444千円
第 3 項	特 別 損 失	50千円
第 4 項	予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	38,421千円
第 1 項	営 業 費 用	36,878千円
第 2 項	営 業 外 費 用	1,441千円
第 3 項	特 別 損 失	2千円
第 4 項	予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,315千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126千円及び過年度分損益勘定留保資金123,189千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	55,535千円
第 1 項	企 業 債	6,300千円
第 2 項	出 資 金	36,067千円
第 3 項	補 助 金	12,000千円
第 4 項	基 金 繰 入 金	1,168千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	20,389千円
第 1 項	企 業 債	6,200千円
第 2 項	出 資 金	12,262千円
第 3 項	補 助 金	1,442千円
第 4 項	負 担 金	485千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業資本的支出	171,078千円
第 1 項	建設改良費	33,400千円
第 2 項	企業債償還金	137,675千円
第 3 項	投 資	3千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的支出	28,161千円
第 1 項	建設改良費	18,264千円
第 2 項	企業債償還金	9,897千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理 包括業務委託	令和 7 年度から12年度まで	44,040千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 補 給 (農 業 集 落 排 水)	令和 7 年度から13年度まで	130千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (農 業 集 落 排 水)	令和 7 年度から13年度まで	210千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 補 給 (個 別 排 水 処 理)	令和 7 年度から13年度まで	216千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償 (個 別 排 水 処 理)	令和 7 年度から13年度まで	350千円

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	12,500千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 38,740千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、283,239千円である。

Ⅱ 令和6年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(令和7年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	44,100,789	22,923,044	18,112,195	41,035,239	93.0
地 方 譲 与 税	1,104,020	354,677	776,184	1,130,861	102.4
利 子 割 交 付 金	13,698	6,013	7,765	13,778	100.6
配 当 割 交 付 金	124,762	23,486	144,806	168,292	134.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	156,464	-	260,697	260,697	166.6
法 人 事 業 税 交 付 金	654,934	341,494	291,948	633,442	96.7
地 方 消 費 税 交 付 金	8,935,032	4,576,135	3,742,865	8,319,000	93.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,394	18,216	34,002	52,218	97.8
環 境 性 能 割 交 付 金	75,570	24,274	46,711	70,985	93.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,911	-	2,877	2,877	98.8
地 方 特 例 交 付 金	1,600,925	1,572,500	14,718	1,587,218	99.1
地 方 交 付 税	24,910,953	16,399,676	9,466,069	25,865,745	103.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	61,000	24,484	22,365	46,849	76.8
分 担 金 及 び 負 担 金	411,428	117,670	156,367	274,037	66.6
使 用 料 及 び 手 数 料	2,285,169	1,049,173	918,594	1,967,767	86.1
国 庫 支 出 金	32,136,560	9,034,462	19,385,865	28,420,327	88.4
県 支 出 金	11,704,169	1,645,908	4,978,112	6,624,020	56.6
財 産 収 入	222,721	154,471	49,778	204,249	91.7
寄 附 金	2,234,479	227,919	1,827,205	2,055,124	92.0
繰 入 金	5,800,006	-	5,584,149	5,584,149	96.3
繰 越 金	2,465,361	2,465,361	-	2,465,361	100.0
諸 収 入	8,660,307	349,894	7,254,319	7,604,213	87.8
市 債	20,060,700	-	3,463,690	3,463,690	17.3
合 計	167,775,352	61,308,857	76,541,281	137,850,138	82.2

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和7年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	664,995	360,473	296,716	657,189	98.8
総 務 費	20,646,455	7,040,523	10,604,062	17,644,585	85.5
民 生 費	60,568,104	21,075,960	29,914,724	50,990,684	84.2
衛 生 費	12,661,365	4,509,475	5,508,521	10,017,996	79.1
労 働 費	579,738	370,243	188,058	558,301	96.3
農 林 水 産 業 費	3,653,469	674,974	1,837,552	2,512,526	68.8
商 工 費	9,636,808	7,075,608	1,426,441	8,502,049	88.2
土 木 費	20,538,167	5,442,342	6,868,522	12,310,864	59.9
消 防 費	5,450,052	1,681,086	2,708,675	4,389,761	80.5
教 育 費	18,508,081	5,799,353	9,135,465	14,934,818	80.7
災 害 復 旧 費	1,647,444	391,795	289,391	681,186	41.3
公 債 費	13,154,495	6,422,442	6,708,113	13,130,555	99.8
諸 支 出 金	1	-	-	-	0.0
予 備 費	66,178	-	-	-	0.0
合 計	167,775,352	60,844,274	75,486,240	136,330,514	81.3

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(令和7年3月31日現在) (単位: 千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3,003,514	410,750	1,531,758	1,942,508	64.7
市 有 林 会 計	241,586	4,800	57,009	61,809	25.6
市 営 墓 地 会 計	93,753	59,396	8,459	67,855	72.4
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	664,589	156,133	214,923	371,056	55.8
大 森 山 動 物 園 会 計	535,465	69,703	238,751	308,454	57.6
廃 棄 物 発 電 会 計	235,595	102,153	114,260	216,413	91.9
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,483,032	797,829	1,562,086	2,359,915	95.0
学 校 給 食 費 会 計	1,444,853	359,014	873,672	1,232,686	85.3
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	29,678,495	12,347,018	15,917,978	28,264,996	95.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62,493	35,062	12,472	47,534	76.1
介 護 保 険 事 業 会 計	33,088,133	15,134,384	13,774,633	28,909,017	87.4
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	4,584,462	1,509,900	3,052,462	4,562,362	99.5
合 計	76,115,970	30,986,142	37,358,463	68,344,605	89.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和7年3月31日現在) (単位: 千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3,003,514	639,234	1,659,092	2,298,326	76.5
市 有 林 会 計	241,586	142,677	56,912	199,589	82.6
市 営 墓 地 会 計	93,753	27,795	43,585	71,380	76.1
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	664,589	279,842	217,959	497,801	74.9
大 森 山 動 物 園 会 計	535,465	234,081	254,296	488,377	91.2
廃 棄 物 発 電 会 計	235,595	31,468	35,699	67,167	28.5
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,483,032	797,829	1,562,086	2,359,915	95.0
学 校 給 食 費 会 計	1,444,853	717,966	718,052	1,436,018	99.4
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	29,678,495	11,152,183	16,144,803	27,296,986	92.0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62,493	31,769	6,502	38,271	61.2
介 護 保 険 事 業 会 計	33,088,133	13,393,995	16,500,771	29,894,766	90.3
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	4,584,462	1,030,379	2,961,302	3,991,681	87.1
合 計	76,115,970	28,479,218	40,161,059	68,640,277	90.2

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高 (一般会計、特別会計)

令和7年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし

3 財産の状況

(令和7年3月31日現在)

土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
行 政 財 産	10,795,082.17	195,983.35	10,991,065.52	1,090,381.83	9,749.06	1,100,130.89
普 通 財 産	32,220,475.60	△ 199,200.91	32,021,274.69	38,266.18	△5.76	38,260.42
合 計	43,015,557.77	△ 3,217.56	43,012,340.21	1,128,648.01	9,743.30	1,138,391.31

山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土 地 の 権利区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
所 有	10,186,725.03	2,875.00	10,189,600.03	802,313.00	34,399.00	836,712.00
分 収	7,001,850.00	－	7,001,850.00	37,864.00	778.00	38,642.00
合 計	17,188,575.03	2,875.00	17,191,450.03	840,177.00	35,177.00	875,354.00

物 権

(単位：㎡)

区 分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
地 上 権	80,247.61	－	80,247.61

無体財産権

(単位：件)

区 分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
商 標 権	9	－	9

有 価 証 券

(単位：千円)

区 分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
株 券	364,474	－	364,474

出資による権利

(単位：千円)

区 分	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
出 資 証 券	8,366,120	50,000	8,416,120
出 捐 金 証 書	986,410	－	986,410

4 地方債現在高の状況（見込）

（単位：千円）

会 計	5 年度末現在高	6 年度中増減額見込		6 年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	144,810,807	12,123,790	12,495,265	144,439,332
市 有 林 会 計	972,358	-	100,852	871,506
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	430,970	-	44,489	386,481
大 森 山 動 物 園 会 計	433,076	-	29,405	403,671
病 院 事 業 債 管 理 会 計	22,458,947	767,000	1,412,866	21,813,081
合 計	169,106,158	12,890,790	14,082,877	167,914,071

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
水 道 事 業 収 益	7,611,267	3,353,438	4,477,789	7,831,227	102.9
営 業 収 益	6,925,729	3,322,986	3,597,398	6,920,384	99.9
営 業 外 収 益	684,547	29,462	880,391	909,853	132.9
特 別 利 益	991	990	-	990	99.9

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
水 道 事 業 費 用	7,259,245	1,532,919	5,207,628	6,740,547	92.9
営 業 費 用	6,910,629	1,401,302	5,078,968	6,480,270	93.8
営 業 外 費 用	345,716	131,580	128,540	260,120	75.2
特 別 損 失	1,100	37	120	157	14.3
予 備 費	1,800	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
資 本 的 収 入	8,378,535	1,254,771	3,857,809	5,112,580	61.0
企 業 債	6,356,000	-	4,101,000	4,101,000	64.5
出 資 金	1,021,271	744,470	△240,999	503,471	49.3
補 助 金	636,326	423,583	△200,127	223,456	35.1
固 定 資 産 売 却 代 金	268	269	-	269	100.4
負 担 金 及 び 寄 附 金	364,670	86,449	197,935	284,384	78.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
資 本 的 支 出	12,741,375	1,506,280	7,053,501	8,559,781	67.2
建 設 改 良 費	11,279,707	778,204	6,319,909	7,098,113	62.9
企 業 債 償 還 金	1,461,668	728,076	733,592	1,461,668	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和7年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
65,547,460,235	有 形 固 定 資 産	
1,454,261,530	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
12,863,686,520	現 金 ・ 預 金	
1,354,643,625	未 収 金	
74,374,921	貯 蔵 品	
94,619,790	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	24,413,805,951
	長 期 リ ー ス 債 務	10,911,156
	引 当 金	1,422,923,452
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	1,420,601,181
	短 期 リ ー ス 債 務	10,676,580
	未 払 金	1,748,451,917
	引 当 金	79,109,545
	預 り 金	162,914,623
	そ の 他 流 動 負 債	1,200,000
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	19,591,674,684
6,103,402,054	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	24,346,783,110
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	6,070,999,341
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,303,566,738
	営 業 外 収 益	699,438,056
	特 別 利 益	900,501
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
6,203,651,909	営 業 費 用	
261,406,066	営 業 外 費 用	
143,133	特 別 損 失	
93,962,449,783	合 計	93,962,449,783

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
下 水 道 事 業 収 益	10,546,812	6,158,604	4,404,185	10,562,789	100.2
営 業 収 益	7,333,747	4,839,432	2,528,747	7,368,179	100.5
営 業 外 収 益	3,213,063	1,319,172	1,868,702	3,187,874	99.3
特 別 利 益	2	-	6,736	6,736	殆増

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
下 水 道 事 業 費 用	10,292,303	1,216,529	8,716,780	9,933,309	96.5
営 業 費 用	9,697,137	937,956	8,440,586	9,378,542	96.7
営 業 外 費 用	590,526	278,534	275,592	554,126	93.8
特 別 損 失	2,090	39	602	641	30.7
予 備 費	2,550	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
資 本 的 収 入	11,764,682	4,741,705	796,882	5,538,587	47.1
企 業 債	6,967,100	-	3,083,700	3,083,700	44.3
出 資 金	894,521	894,488	33	894,521	100.0
補 助 金	3,865,474	3,835,224	△2,302,286	1,532,938	39.7
負 担 金	37,166	11,993	14,996	26,989	72.6
固 定 資 産 売 却 代 金	421	-	439	439	104.3

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
資 本 的 支 出	16,086,458	3,297,113	5,955,697	9,252,810	57.5
建 設 改 良 費	10,921,735	720,886	3,367,203	4,088,089	37.4
企 業 債 償 還 金	5,164,723	2,576,227	2,588,494	5,164,721	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和7年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
152,333,411,525	有 形 固 定 資 産	
8,861,788,055	無 形 固 定 資 産	
10,410,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
4,225,199,676	現 金 ・ 預 金	
549,792,368	未 収 金	
1,139,430,000	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	51,621,060,507
	引 当 金	1,415,458,643
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	4,988,504,116
	未 払 金	1,416,656,371
	引 当 金	43,774,427
	そ の 他 流 動 負 債	1,467,798
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	76,378,480,462
21,880,164,353	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	47,516,293,815
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,903,695,939
	利 益 剰 余 金	296,073,116
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,889,361,142
	営 業 外 収 益	3,187,732,788
	特 別 利 益	6,731,135
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
9,057,815,247	営 業 費 用	
606,544,752	営 業 外 費 用	
634,283	特 別 損 失	
198,665,290,259	合 計	198,665,290,259

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
農業集落排水事業収益	418,273	304,016	113,988	418,004	99.9
営 業 収 益	61,820	32,892	29,437	62,329	100.8
営 業 外 収 益	356,452	271,124	84,466	355,590	99.8
特 別 利 益	1	-	85	85	殆増
個別排水処理事業収益	35,335	29,944	5,435	35,379	100.1
営 業 収 益	8,172	4,144	4,071	8,215	100.5
営 業 外 収 益	27,141	25,779	1,363	27,142	100.1
特 別 利 益	22	21	1	22	100.0

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
農業集落排水事業費用	416,881	68,594	329,048	397,642	95.4
営 業 費 用	397,358	59,914	320,525	380,439	95.7
営 業 外 費 用	18,973	8,680	8,523	17,203	90.7
特 別 損 失	50	-	-	-	0.0
予 備 費	500	-	-	-	0.0
個別排水処理事業費用	36,269	6,548	29,269	35,817	98.8
営 業 費 用	34,681	5,793	28,539	34,332	99.0
営 業 外 費 用	1,486	755	730	1,485	99.9
特 別 損 失	2	-	-	-	0.0
予 備 費	100	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収 入 率 (D) / (A)
農業集落排水事業資本的収入	128,150	66,287	42,155	108,442	84.6
企 業 債	26,500	-	26,500	26,500	100.0
出 資 金	37,693	52,024	△15,414	36,610	97.1
補 助 金	5,000	5,000	-	5,000	100.0
負 担 金	57,667	9,263	29,779	39,042	67.7
基 金 繰 入 金	1,290	-	1,290	1,290	100.0
個別排水処理事業資本的収入	11,566	11,880	△427	11,453	99.0
企 業 債	3,000	-	3,000	3,000	100.0
出 資 金	7,426	11,346	△4,034	7,312	98.5
補 助 金	854	534	320	854	100.0
負 担 金	286	-	287	287	100.3

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支 出 率 (D) / (A)
農業集落排水事業資本的支出	231,305	85,581	142,306	227,887	98.5
建 設 改 良 費	82,845	11,641	67,786	79,427	95.9
企 業 債 償 還 金	148,456	73,940	74,516	148,456	100.0
投 資	4	-	4	4	100.0
個別排水処理事業資本的支出	19,488	6,882	12,285	19,167	98.4
建 設 改 良 費	9,960	2,132	7,508	9,640	96.8
企 業 債 償 還 金	9,528	4,750	4,777	9,527	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和7年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
5,551,661,144	有 形 固 定 資 産	
3,240,000	無 形 固 定 資 産	
3,837,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
715,254,338	現 金 ・ 預 金	
39,095,128	未 収 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	1,175,257,157
	引 当 金	43,561,849
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	156,663,740
	未 払 金	54,921,473
	引 当 金	3,007,536
	そ の 他 流 動 負 債	9,240,200
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	3,949,945,839
1,538,793,055	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,228,485,449
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	196,816,963
	利 益 剰 余 金	17,017,361
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	56,698,768
	営 業 外 収 益	355,591,634
	特 別 利 益	84,776
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
368,585,704	営 業 費 用	
27,299,396	営 業 外 費 用	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	7,469,118
	営 業 外 収 益	27,142,168
	特 別 利 益	19,530
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
32,672,441	営 業 費 用	
1,485,355	営 業 外 費 用	
8,281,923,561	合 計	8,281,923,561